



## 「付加年金」で年金受給額を少し増やせます。

### ■ 付加保険料とは

国民年金第1号被保険者と国民年金に任意加入されている65歳未満の方は、国民年金の定額保険料(令和4年度は月額16,590円)に加えて付加保険料(月々400円)を納めると、老齢基礎年金を受給するときに付加年金が上乗せされます。

- ※ 国民年金基金に加入中の方や保険料の免除をされている方は、付加保険料を納めることはできません。
- ※ 国民年金に任意加入できる対象者とは、国民年金の保険料の納付月数が480月(40年)に満たない60歳以上65歳未満の方で、現在、厚生年金保険等に加入しておらず、繰上げ受給も受けていないような方です。

付加年金額の受給額は次のとおりです。

付加年金の受給額は「200円×付加保険料納付月数」で計算されるため、2年間で元金が返ってきます。

例) 付加保険料を40年間(満額)納め、65歳から受給する場合  
 付加保険料納付額 400円×480ヵ月(40年間)=192,000円  
 付加年金受給額(年額) 200円×480ヵ月=96,000円

→ **年金を2年間受け取ると保険料納付額と同額(192,000円)になります。**



これは付加保険料を5年納めた方、10年納めた方についても同じことが言えます。

付加年金は老齢基礎年金と合わせて受給できる終身年金で、「物価スライド制度」(増額や減額)はありません。

- ※ 付加年金は老齢基礎年金と合わせて支給されるため、繰上げ支給または繰下げ支給をした場合には、元となる老齢基礎年金と同じ割合で減額または増額されることとなります。

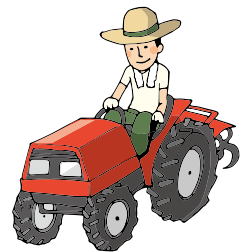
### ■ 付加年金が強制適用となる方

農業者年金の被保険者は、国民年金の付加保険料を必ず納付しなければならないことになっています。

加入については、65歳未満の国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事することが要件となっています。

また、国民年金の保険料の免除を受けている方は加入できません。

- ※ 令和4年5月1日に農業者年金の制度が改正され、加入可能年齢の上限が60歳から65歳へと上げられました。ただし、60歳以上65歳未満の方で加入できる方は、国民年金に任意加入している方に限ります。



### ■ 納付をやめても掛け捨てになりません

付加保険料を納付している方は、いつでも任意で納付をやめることが可能です。その場合でも掛け捨てにはなりません。

### ■ 提出先

付加保険料の手続きと相談先は、住所地を管轄する年金事務所(幌延町は稚内年金事務所)または役場住民生活課住民グループとなっています。

(いずれの提出先も郵送にて提出することが可能です。)

- ※ 個人番号または基礎年金番号のわかるものをお持ちください。

より詳細な内容につきましては、日本年金機構のHPから確認できます。  
(<https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/hokenryo/20150331-03.html>)



お問い合わせ先：稚内年金事務所 電話 0162-32-1941

住民生活課 住民グループ 電話 5-1112 告知端末機 5-8812